

瑞穂市分別収集計画

令和4年6月10日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄という利便性の向上に重きを置いた“もの”を使い捨てにする社会、ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であります。

現在、当市では自前でごみ処理ができる施設はなく、ごみ処理のすべてを県内外の処理業者等に委ねております。市内及び広域で処理施設を建設する予定もないため、今後ごみ処理を委託業務にて処理業者に委ねる状況が続くことは避けられません。

本計画では、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していきますが、なかでもとりわけリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の取り組みを強化することで限りある資源を有効に利用し、循環型社会の構築にも寄与するとともに最終処分量の削減を図る目的で、住民、事業者及び行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画を実行することにより、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、資源循環の質にも着目した新たな取り組みを模索、展開していくことで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設計画（現行施設を最大限に活用した分別ストックヤードの拡充及び細分化）
- ・学校教育、社会教育が連携して環境教育の充実の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(第8条第2項第1号)

対象年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	678 t	682 t	685 t	687 t	689 t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては、行政、住民、事業者及び再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図り、協働で取り組まなければなりません。

分別収集の実施に当たり、住民及び事業者のごみ処理に対する意識の把握に努めます。

また、本市廃棄物減量等推進審議会への諮問により、リサイクルに関するさまざまな方策等を審議し、本市として必要な方策を定めます。諸方策実施の際には、廃棄物減量等推進員と連携を密にして啓発周知に努めていきます。

①住民、事業者に対してごみの減量化、再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を継続して行い、ごみ処理に対する一層の意識向上に努めます。

②ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

③消費者、販売事業者、行政の連携、協働による地域レベルでの過剰包装の抑制に向けた協力体制の構築を検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及、啓発に努めます。

・レジ袋等の容器包装有料化等の継続実施

④消費者の商品購入に当たっては、簡易包装化されている商品及び詰め替え可能な商品の選択や環境負荷の低減に資する商品の購入を推奨します。

・繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）持参の徹底等について継続した普及啓発

⑤民間の回収ルートによる資源化量の把握に努め、行政、事業者の協働によりリサイクル率の向上を図ります。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(容リ法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集形態、収集に係る分別の区分については、下表のとおりとします。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 1.無色のガラス製容器 2.茶色のガラス製容器 3.その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器包装	45 t	45 t	45 t	45 t	45 t
主としてアルミ製の容器包装	68 t	68 t	69 t	69 t	69 t
無色のガラス製容器	(合計) 114 t	(合計) 114 t	(合計) 115 t	(合計) 115 t	(合計) 115 t
	(引渡) 0 t (独自) 114 t	(引渡) 0 t (独自) 114 t	(引渡) 0 t (独自) 115 t	(引渡) 0 t (独自) 115 t	(引渡) 0 t (独自) 115 t
茶色のガラス製容器	(合計) 79 t	(合計) 80 t	(合計) 80 t	(合計) 80 t	(合計) 80 t
	(引渡) 0 t (独自) 79 t	(引渡) 0 t (独自) 80 t	(引渡) 0 t (独自) 80 t	(引渡) 0 t (独自) 80 t	(引渡) 0 t (独自) 80 t
その他のガラス製容器	(合計) 40 t	(合計) 40 t	(合計) 40 t	(合計) 41 t	(合計) 41 t
	(引渡) 0 t (独自) 40 t	(引渡) 0 t (独自) 40 t	(引渡) 0 t (独自) 40 t	(引渡) 0 t (独自) 41 t	(引渡) 0 t (独自) 41 t

主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	1.68 t	1.69 t	1.69 t	1.70 t	1.70 t
主として段ボール製の容器包装	31 t	31 t	31 t	31 t	31 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 136 t (引渡) (独自処理) 4 t 132 t	(合計) 136 t (引渡) (独自処理) 4 t 132 t	(合計) 137 t (引渡) (独自処理) 4 t 133 t	(合計) 137 t (引渡) (独自処理) 4 t 133 t	(合計) 137 t (引渡) (独自処理) 4 t 133 t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外	(合計) 163 t (引渡) (独自処理) 163 t 0 t	(合計) 164 t (引渡) (独自処理) 164 t 0 t	(合計) 166 t (引渡) (独自処理) 166 t 0 t	(合計) 167 t (引渡) (独自処理) 167 t 0 t	(合計) 168 t (引渡) (独自処理) 168 t 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)	(合計) (引渡) (独自処理)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
56,685人 (対前年度比) 100.4%	56,883人 (対前年度比) 100.3%	57,083人 (対前年度比) 100.4%	57,156人 (対前年度比) 100.1%	57,229人 (対前年度比) 100.1%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、プラスチック製容器包装の収集を市全域へと拡充したことにより、現行の収集体制を活用して行うこととします。

なお、現在PTA等の団体による集団回収に容器包装廃棄物も一部含まれておりますが、今後も引き続き集団回収を奨励し、市が行う地区収集及び直接搬入と併せて実施していくこととします。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在本市では、容器包装廃棄物のうち、缶(スチール、アルミ)、ビン及びペットボトルについては、地区収集を行っております。

また、飲料用缶（スチール、アルミ）、飲料用ペットボトルについては、市内13箇所に自動回収機を設置しており、機械により選別、圧縮した後、美来の森（ストックヤード施設）において保管し、資源物として有価で搬出しておりますが、当分の間は、この収集方法を継続して行うこととします。

なお、飲料用缶、飲料用ペットボトル以外の容器包装廃棄物については、現状として、容器包装廃棄物の種類により収集、保管方法等が確立されていることから、新たな施設建設の計画は予定しておらず、現行の施設を最大限に活用することとします。

12. その他容器包装の廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見、要望を集約、反映させたいうで、容器包装廃棄物の分別収集及び3Rを円滑かつ効率的に推進していくため、必要に応じ、廃棄物減量等推進審議会に諮問、審議し、より充実した収集体制の構築を目指します。そのためには、各自治会の協力が必要不可欠であり、廃棄物減量等推進員と緊密に連携して住民に対し広く周知啓発等を行うとともに自治会やPTA等の団体による自主的なリサイクル活動等も推進していきます。

また、自治会等住民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、集積場所や処理器材の補助及び支給などの支援を引き続き行います。